

枚方市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項に規定する介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の63の2の規定に基づき、指定事業者による第1号事業（以下「指定第1号事業」という。）に要する費用の額の支給について必要な事項を定めるものとする。

(費用の額の算定)

第2条 指定第1号事業に要する費用の額は、別表に定める単位に次の表に定める1単位の単価を乗じて算定するものとする。

サービス種類	1単位の単価
予防訪問事業	10.70円
生活援助訪問事業	10円
予防通所事業	10.45円

2 前項の規定により指定第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(第1号事業支給費に係る費用の支給限度額)

第3条 指定第1号事業に要する費用の支給は、法第53条に規定される指定介護予防サービス費と合算し、合計額が次に掲げる状態区分に応じて、それぞれ1月ごとに次に掲げる額を超えることができない。

(1) 枚方市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成29年要綱第15号。以下、「総合事業実施要綱」という。）第4条により第1号事業の対象者であることの確認を受けた者（以下、「第1号事業対象者」という。） 50,320円

(2) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第1号に掲げる区分である者（以下、「要支援1認定者」という。） 50,320円

(3) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者（以下、「要支援2認定者」という。） 105,310円

2 前項に規定する支給限度額を超えて、指定第1号事業を利用する場合は、介護保険法施行令第25条の規定に準じて、指定第1号事業に要する費用を算定することとする。

(補則)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

1・予防訪問事業費	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき） (1) 1週に1回程度の場合 1,176単位 (2) 1週に2回程度の場合 2,349単位 (3) 1週に2回を超える程度の場合 3,727単位 注1 利用者に対して、指定予防訪問事業所（枚方市指定予防訪問事業者の指定並びに指定予防訪問事業の人員、設備及び運営並びに指定予防訪問事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成29年枚方市規則第17号。以下「予防訪問事業運営基準規則」という。）第6条第1項に規定する指定予防訪問事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、予防訪問事業（総合事業実施要綱第3条第1号イに規定する予防訪問事業をいう。以下同じ。）のサービスを提供した場合に、介護予防サービス計画（予防訪問事業運営基準規則第16条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた標準的な回数で、それぞれ所定単位数を算定する。 注2 法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修過程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。 注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 注5 指定予防訪問事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定予防訪問事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定予防訪問事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定予防訪問事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定予防訪問事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定予防訪問事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定予防訪問事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。 注3 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護（法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は介護予防小規模多機能型居宅介護（法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（法第8条の2第15条に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）を受けている間は、予防訪問事業費は、算定しない。
-----------	--

注4 利用者が一の指定予防訪問事業所においてサービスを受けている間は、当該指定予防訪問事業所以外の指定予防訪問事業所がサービスを行った場合に、予防訪問事業費は、算定しない。

注5 利用者が2.の生活援助訪問事業費を算定している場合は、指定予防訪問事業所においてサービスを行った場合においても、予防訪問事業費は、算定しない。

注6 共生型予防訪問事業を行う指定居宅介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第5条1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）が当該事業を行う事業所（以下この注において「共生型予防訪問事業を行う指定居宅介護事業所」という。）において、居宅介護従業者基準第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第21号までに規定する者が共生型予防訪問事業（指定居宅サービス基準第39条の2に規定する共生型訪問介護をいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定し、共生型予防訪問事業を行う指定居宅介護事業所において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型予防訪問事業を行った場合は1月につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものが当該事業を行う事業所において共生型予防訪問事業を行った場合は1月につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。

ロ 初回加算 200 単位

注 指定予防訪問事業所において、新規に訪問型サービス個別計画（予防訪問事業運営基準規則第41条第1項に規定する訪問型サービス個別計画をいう。以下1. 予防訪問事業費において同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（予防訪問事業運営基準規則第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下1. 予防訪問事業費において同じ。）が初回若しくは初回の指定予防訪問事業のサービスを行った日の属する月に指定予防訪問事業のサービスを行った場合又は当該指定予防訪問事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定予防訪問事業のサービスを行った日の属する月にサービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 生活機能向上連携加算

（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき） 100 単位

（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき） 200 単位

注1 生活機能向上連携加算（Ⅰ）について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第49号。以下「指定介護予防サービス基準条例」という。以下同じ。）第81条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準条例第119条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあたっては許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士、

又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス個別計画を作成し、当該訪問型サービス個別計画に基づく指定予防訪問事業のサービスを行ったときは、初回の当該サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 生活機能向上連携加算（Ⅱ）について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準条例第80条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準条例第118条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス個別計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス個別計画に基づくサービスを行ったときは、初回の当該サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし生活機能向上連携加算（Ⅰ）を算定している場合は算定しない。

ニ 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に届け出た指定予防訪問事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（予防訪問事業運営基準規則に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員又は第一号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

ホ 介護職員処遇改善加算

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからニまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからニまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イからニまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下同じ。）に準じて、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に届け出た指定予防訪問事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、(1)から(3)のいずれかの単位数を所定単位数に加算する。ただし、(1)から(3)のいずれか一つの単位数しか所定単位数に加算することはできない。

ヘ 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからニまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の
1000分の42に相当する単位数

注 別に厚生労働大臣が定める基準に準じて、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に届け出た指定予防訪問事業所(以下この注において「対象事業所」という。)が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)から(2)のいずれかの単位数を所定単位数に加算する。ただし、算定に当たっては、1.ホの介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していることを要件とする。なお、(1)から(2)のいずれか一つの単位数しか所定単位数に加算することはできない。

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算 イからホまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

注 別に厚生労働大臣が定める基準に準じて、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に届け出た指定予防訪問事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は記載の単位数を所定単位数に加算する。ただし、算定に当たっては、1.ホの介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。

- イ 生活援助訪問サービス費（Ⅰ）（1月につき） 900 単位
ロ 生活援助訪問サービス費（Ⅱ）（1月につき） 1,800 単位

注1 イとロについては、利用者に対して、指定生活援助訪問事業所（枚方市生活援助訪問事業者の指定並びに指定生活援助訪問事業の人員、設備及び運営並びに指定生活援助訪問事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成 29 年枚方市規則第 18 号。以下「生活援助訪問事業運営基準規則」という。）第 6 条第 1 項に規定する指定生活援助訪問事業所をいう。以下同じ。）の生活支援員（同項に規定する市長が指定する研修を修了した者をいう。以下同じ。）が、生活援助訪問事業（総合事業実施要綱第 3 条第 1 号ロに規定する生活援助訪問事業をいう。以下同じ。）のサービスを提供した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。

① 生活援助訪問サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画等（生活援助訪問事業運営基準規則第 13 条に規定する介護予防サービス計画等をいう。以下 2. 生活援助訪問事業費において同じ。）において 1 週に 1 回程度のサービスが必要とされた第 1 号事業対象者、要支援 1 認定者又は要支援 2 認定者

② 生活援助訪問サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画等において 1 週に 2 回程度のサービスが必要とされた第 1 号事業対象者、要支援 1 認定者又は要支援 2 認定者

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活援助訪問事業費を算定しない。

注6 利用者が一の指定生活援助訪問事業所においてサービスを受けている間は、当該指定生活援助訪問事業所以外の指定生活援助訪問事業所がサービスを行った場合においても、生活援助訪問事業費は、算定しない。

注7 指定生活援助訪問事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定生活援助訪問事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定生活援助訪問事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定生活援助訪問事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、指定生活援助訪問事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービスを行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定生活援助訪問事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定生活援助訪問事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、サービスを行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 88 に相当する単位数を算定する。

ハ 初回加算 200 単位

注 指定生活援助訪問事業所において、新規に訪問型サービス個別計画（生活援助訪問事業運営基準規則第 36 条第 1 項に規定する訪問型サービス個別計画をいう。以下この注において同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（生活援助訪問事業運営基準規則第 6 条第 2 号に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

（1）1週に1回程度のサービスが必要とされた第1号事業対象者、要支援1認定者又は要支援2認定者 1,798単位

（2）1週に2回程度のサービスが必要とされた第1号事業対象者又は要支援2認定者 3,621単位

注1 枚方市指定予防通所事業の指定並びに指定予防通所事業の人員、設備及び運営並びに指定予防通所事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成29年枚方市規則第19号。以下「予防通所事業運営基準規則」という。）第6条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に届け出た指定予防通所事業所（予防通所事業運営基準規則第6条第1項に規定する指定予防通所事業所をいう。以下同じ。）において、利用者に対して、予防通所事業（総合事業実施要綱第3条第2号イに規定する予防通所事業をいう。以下同じ。）のサービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数で、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 指定予防通所事業所の利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が次の各号のいずれかに該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

① 指定予防通所事業の月平均の利用者の数（指定予防通所事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第48号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）、若しくは指定地域密着型通所介護事業者（枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例（平成24年条例第46号。以下「指定地域密着型サービス等基準」という。）第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定予防通所事業及び指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定予防通所事業の利用者の数及び指定通所介護の利用者の数若しくは指定地域密着型通所介護の利用者の数の合計数）が予防通所事業運営基準規則第10条の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合

② 指定予防通所事業所の看護職員又は介護職員の員数が予防通所事業運営基準規則第6条に定める員数を置いていない場合

注5 指定予防通所事業所と同一建物に居住する者又は指定予防通所事業所と同一建物から当該指定予防通所事業所に通う者に対し、サービスを行った場合は、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病等により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。

① イ（1）を算定している場合（1月につき） 376単位

② イ（2）を算定している場合（1月につき） 752単位

注6 利用者に対して、その居宅と指定予防通所事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（イ（1）を算定している場合は1月につき376単位を、イ（2）を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注5を算定している場合は、この限りでない。

注7 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、予防通所事業費を算定しない。

注8 利用者が一の指定予防通所事業所においてサービスを受けている間は、当該指定予防通所事業所以外の指定予防通所事業所がサービスを行った場合に、予防通所事業費は、算定しない。

注9 共生型予防通所事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型予防通所事業を行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型予防通所事業を行う指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）又は指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型予防通所事業を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定し、共生型予防通所事業を行う指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。（以下この注において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この注において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型予防通所事業を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、共生型予防通所事業を行う指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型予防通所事業を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注1 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

① 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定予防通所事業所の予防通所事業従業者（予防通所事業運営基準規則第6条に規定する予防通所事業従業者をいう。以下同じ。）が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス個別計画（予防通所事業運営基準規則第19条に規定する通所型サービス個別計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

② 通所型サービス個別計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

③ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

注2 機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を対象に含むものとする。

ハ 若年性認知症利用者受入加算 240 単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定予防通所事業所において、若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ニ 栄養アセスメント加算 50 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定予防通所事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

② 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（この注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

③ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

④ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

ホ 栄養改善加算 200 単位

注 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資するものと認められるもの（以下この注及びトにおいて「栄養

改善サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- ① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること
- ② 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ③ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ④ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ⑤ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

へ 口腔機能向上加算

- (1) 口腔機能向上加算 (I) 150 単位
- (2) 口腔機能向上加算 (II) 160 単位

注 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状況の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びリにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき(1)又は(2)の単位数を所定単位数に加算する。

- ① 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- ② 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- ③ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- ④ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ⑤ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

ト 一体的サービス提供加算 480 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に届け出た指定予防通所事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、ホ又はへを算定している場合は、算定しない。

チ サービス提供体制強化加算

- (1) サービス提供体制強化加算 (I)
 - (a) イを算定している場合 (1月につき) 88 単位
 - (b) ロを算定している場合 (1月につき) 176 単位
- (2) サービス提供体制強化加算 (II)
 - (a) イを算定している場合 (1月につき) 72 単位
 - (b) ロを算定している場合 (1月につき) 144 単位

(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

(a) イを算定している場合 (1月につき) 24 単位

(b) ロを算定している場合 (1月につき) 48 単位

注1 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) については、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定予防通所事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数を加算する。ただし、サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 又はサービス提供体制強化加算 (Ⅲ) のいずれかを算定している場合においては、算定しない。

(A) 指定予防通所事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

(B) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

注2 サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) については、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定予防通所事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数を算定する。ただし、サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 又はサービス提供体制強化加算 (Ⅲ) のいずれかを算定している場合においては、算定しない。

(A) 指定予防通所事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

(B) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

注3 サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) については、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定予防通所事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数を加算する。ただし、サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 又はサービス提供体制強化加算 (Ⅱ) のいずれかを算定している場合においては、算定しない。

(A) 指定予防通所事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上であること。

(B) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

リ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (1月につき) 100 単位

(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) (1月につき) 200 単位

注1 市に届け出た指定予防通所事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算 (Ⅰ) については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、生活機能向上連携加算 (Ⅱ) については生活機能向上連携加算 (Ⅰ) を算定しない場合に1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が当該指定予防通所事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者 (以下「機能訓練指導員等」という。) と共同してアセスメント (利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。) 、利用者

の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

- ② 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- ③ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき) 20単位
- (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき) 5単位

注 指定予防通所事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)又は口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)の単位数を所定単位数に加算する。当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

ル 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定予防通所事業所が、利用者に対しサービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- ① 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の入所者の心身の状態等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ② 必要に応じて通所型サービス個別計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ヲ 介護職員処遇改善加算

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

注 1.ホの注を準用する。

ワ 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

注 別に厚生労働大臣が定める基準に準じて、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防訪問事業所(以下この注において「対象事業所」という。)が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)から介護職員等特定処遇

改善加算（Ⅱ）のいずれかの単位数を所定単位数に加算する。ただし、算定に当たっては、3. ヨの介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定に当たっては、3. ルのサービス提供体制強化加算（Ⅰ）を算定していることを要件とする。なお、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）から介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）のいずれか一つの単位数しか所定単位数に加算することはできない。

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算 イからルまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

注 別に厚生労働大臣が定める基準に準じて、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防通所事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、記載の単位数を所定単位数に加算する。ただし、算定に当たっては、3. ヨの介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。